



発行
東京都

東京都監査委員 後藤靖子

目次

7

公 告

- 包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表……………（東京都監査委員）… 一
- 令和五年工事監査の結果に関する報告の公表…（同）…三〇
- 令和五年行政監査の結果に関する報告の公表…（同）…五

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成27年度の包括外部監査、久保直生が実施した平成29年度から令和元年度までの包括外部監査並びに青山伸一が実施した令和2年度及び令和3年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和6年3月12日

- 東京都監査委員 鈴木 章 浩
- 東京都監査委員 小山 くにひこ
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

平成27年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中	未 措 置
			既通知済	今回通知	一部改善済	
教育庁の事業に関する事務の執行について	教育庁	48	48	0	0	0
生活文化局の事業に関する事務の執行について	生活文化局	61	56	5	0	0
合 計		109	104	5	0	0

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (407)	生活文化局所管の施設別の財務情報について	文化振興部が所管する文化施設に関しては、指定管理者である歴史文化財団が、施設ごとの財務情報を作成・開示している。しかしながら、この財務情報には歴史文化財団の資産や費用のみが計上されているに過ぎず、都に帰属する資産などのストック情報や費用などのフロー情報が計上されていない。 また、文化施設以外の施設（東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターなど）については、施設別の財務情報を作成・開示していない。 このような状況にあつては、財務情報に関する適切な分析を行えないことから、生活文化局全体としてのPDCAサイクルにおけるCheck及びActionが十分に機能しているとは言えず、したがって生活文化局は、所管するすべての施設別の財務情報を作成する体制を構築し、これを適切に利活用することとされたい。	施設の管理担当部署及び指定管理者と協議しながら検証を重ね、局が所管する全ての施設別の令和3年度決算の財務情報を作成し、令和5年11月に公表した。都民に公開することで、広くその理解を図っていく。	改善済
意見	2-37 (598)	文化施設に係るPDCAサイクルと情報開示について	文化振興部は、監理団体（歴史文化財団及び東京都交響楽団（以下「都響」という。））とともに、文化振興のための施策を実施しているが、その人員の6割以上を歴史文化財団が、また2割以上を都響が占めており、文化振興部が占める割合は小さく、したがって生活文化局のみの組織・人員情報のみでは文化振興部が実施する事業規模を適切に表していないことになる。一方、文化施設は都の所有物であることから、歴史文化財団の財務諸表には、この文化施設に関する資産等（固定資産やその減価償却費など）が計上されていない。 したがって、文化振興部は、文化振興部と監理団体2つが実施する組織・人員情報や財務情報などを結合（連結）したセグメント情報を作成すること、またセグメント情報をPDCAサイクルによる「経営管理」及び都民への「情報開示」に活用することとされたい。 また、その際、文化振興部は、政策企画局が策定した「東京都長期ビジョン」、文化振興部が策定した「東京文化ビジョン」及び東京芸術文化評議会での議論などを踏まえて、中長期的に達成すべき方針・施策を策定し、これとの関連性が分かりやすいように、適切な政策目標及び中長期計画を策定すること、また年度ごとに当該目標・計画と実績・成果を評価して、必要な改善策を講じることとされたい。 なお、監査人が本報告書に【所感：美術館・博物館に係る地方独立行政法人制度の導入等について】として記載した事項については、文化振興部は今後策定する中長期計画に適切に織り込むこととされたい。	公益法人会計と都の会計基準の連結方法について、制度所管局（会計管理局、財務局）とのこれまでの調整等を踏まえ、文化振興部と東京都歴史文化財団、東京都交響楽団を連結した令和3年度決算のセグメント情報を令和5年11月に公開した。 中長期計画については、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月に「東京文化戦略2030」を策定し、公表した。策定に当たっては、東京芸術文化評議会で議論するとともに、東京都の総合計画である「『未来の東京』戦略」とも連動させている。「東京文化戦略2030」では、4つの戦略と戦略実行のための推進プロジェクトを掲げるとともに、進捗度合いを確認し、施策の評価や見直しに反映するため、KPIを設定している。また、「東京文化戦略2030」に基づき、年度ごとの事業計画（アクションプラン）を策定し、ホームページに掲載した。令和5年度からは、アクションプランの事項について、毎年度終了後の実績を踏まえ自己評価を行うとともに、政策連携会議等でのフィードバックを行い、予算要求の内容（規模、スキームの見直し等）に反映させていく。 なお、文化施設の運営方法については、都政改革本部の見える化改革の中で検討を行った。結果として、都市の魅力と東京の成長に寄与する文化事業の展開に加え、コアとなる都立文化施設のトータルな運営と、発信力強化や民間連携推進などの運営主体の機能充実が必要なことから、指定管理者による管理を継続することとした。	改善済

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2－38 (614)	ホール系文化施設の受託・自主・収益事業の将来「あるべき姿」について	文化振興部は、東京文化会館及び東京芸術劇場（以下、「芸術劇場」という。）を所管しており、その指定管理者として監理団体である歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団は、この貸出施設によって公演等主催者からの施設利用料収益を得るほか、歴史文化財団独自の自主事業や収益事業も行っている。歴史文化財団の決算書によれば、いずれの施設も、自主事業の赤字を受託・収益事業の黒字で賄っている。ただし、この決算書には文化振興部からの指定管理料収入が含まれていることから、受託事業も実質的には赤字である。したがって歴史文化財団は指定管理料という収益を前提に、収支相償を満たす範囲内で、実質的に赤字の受託事業や自主事業を行っている。この点、指定管理の利用料金制度の仕組みにおいては、想定を下回る収益で赤字が生じた場合は補填せず、想定を上回る収益が生じた場合は指定管理者の収入とされている。 一方、文化振興部は、利用料金値上げの検討を現在のところ行っていない。しかも、歴史文化財団は収支相償（公益目的事業は収支ゼロの原則）の考え方に基づき、過去の利益を留保した特定資産や受託事業の黒字などを財源に、自主事業による赤字の補填を行っている。このことは法律上認められているものの、自主事業の赤字が想定以上に拡大した場合には、指定管理者の経営が圧迫される事態に陥る可能性がある。 以上のように、文化振興部は、ホール系文化施設の収益性や運営方法の特徴を十分に踏まえ、受託・自主・収益事業の収益・公演等利用人数の割合や費用対効果・採算性などについて、文化振興政策としての将来「あるべき姿」を中長期計画において策定することとされたい。	ホール系文化施設の受託・自主・収益事業のあるべき姿については、平成30年度公表の都政改革本部における見える化改革の報告書も踏まえ、新たな中長期計画とともに東京芸術文化評議会の部会等で検討し、現指定期間における中間見直し後の施設運営に反映させていくこととしてきた。 中長期計画については、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月に「東京文化戦略2030」を策定、公表し、この中で「都立文化施設の新たな運営指針」を策定することとした。 都立のホール・劇場が行う事業について、収支を見極めた上で、適切な料金を設定し、収入を増加するための経営努力を行うとともに、公の施設としての役割を踏まえ、施設運営全体のバランスや費用対効果を十分に考慮した持続可能な実施体制及び財政基盤を構築することを、令和5年5月、「東京文化戦略2030」に基づく「都立文化施設運営指針」に盛り込み、あるべき姿として公表した。	改善済

平成27年度包括外部監査 生活文化局の事業に関する事務の執行について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2－40 (645)	展示系文化施設の受託・自主・収益事業の将来「あるべき姿」について	文化振興部は、東京都江戸東京博物館（以下、「江戸博」という。）東京都写真美術館（以下、「写真美術館」という。）、東京都現代美術館及び東京都美術館（以下、「都美術館」という。）を所管しており、その指定管理者として監理団体である歴史文化財団を指定している。一方、歴史文化財団は、都美術館を除く文化施設においては、常設展や特別展・企画展を主催するなどして来館者から入場料を得ることを主な事業としており、企画・運営の成功・不成功（来館者増減による入場料収入の増減）に係るリスクを自ら負っている。 これに対して、都美術館は、貸出施設ごとに利用料金を設定し、公娯団体等に展示施設を貸し出すことを主な収益源としているほか、自らが企画・運営のリスクを負って、企画展を実施している。いずれの展示系文化施設も指定管理料を除けば実質的に赤字であり、歴史文化財団は収支相償（公益目的事業は収支ゼロの原則）の考え方に基づき、過去の利益を留保した特定資産や受託事業の黒字などを財源に、自主事業による赤字の補填を行っている。このことは、自主事業の赤字が想定以上に拡大した場合には、指定管理者の経営が圧迫される事態に陥る可能性がある。 一方、文化振興部は、利用料金の改定に関する検討を現在のところ行っていない。 文化振興部は、展示系文化施設の収益性や運営方法の特徴を十分に踏まえた上で、受託・自主・収益事業の収益・公演等利用人数の割合や費用対効果・採算性などについて、文化振興政策としての将来「あるべき姿」を中長期計画において策定することとされたい。	展示系文化施設の受託・自主・収益事業のあるべき姿については、平成30年度公表の都政改革本部における見える化改革の報告書も踏まえ、新たな中長期計画とともに東京芸術文化評議会の部会等で検討し、現指定期間における中間見直し後の施設運営に反映させていくこととしてきた。 中長期計画については、東京2020大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え、令和4年3月に「東京文化戦略2030」を策定、公表し、この中で「都立文化施設の新たな運営指針」を策定することとした。 都立の美術館・博物館の展覧会について、適切な規模の来館者数目標や料金を設定するとともに、公の施設としての役割を踏まえ、施設運営全体のバランスや費用対効果を十分に考慮した持続可能な実施体制及び財政基盤を構築することを、令和5年5月、「東京文化戦略2030」に基づく「都立文化施設運営指針」に盛り込み、あるべき姿として公表した。	改善済
意見	2－46 (665)	資産の有効活用について	平成26年度末において、歴史文化財団の財産のうち、現金預金は6,157,258千円、基本財産（定期預金・投資有価証券）は1,551,498千円、特定資産の「新たなサービス向上策事業準備積立資産」（普通預金・定期預金）は670,152千円、合計8,378,908千円計上されている。 このうち、現金預金は、平成26年度末に確定している未払金など負債の支払に充てられるほか、指定管理料が四半期ごとに都から歴史文化財団に支払われていることから、翌年度の6月までに支払が見込まれる人件費や施設管理費などのために保有していたということである。 歴史文化財団は公益認定上の財務基準（遊休財産額の規制）に抵触しなければ、指定管理の利用料金制度の仕組みから得た留保利益などを源泉とする資金を法人内部に留保することができる。しかしながら、歴史文化財団は都の監理団体として文化振興部が所管する文化施設を基に自主事業や収益事業を行っており、それらの事業は全く文化振興部の事業と無関係なものではなく、指定管理者として指定されている施設等や委託料を活用して、公演や展示会などの事業を実施している。 したがって、基本財産・特定資産を含む歴史文化財団が保有する資金については、真に必要なレベルを整理する仕組みを構築することとされたい。	政策連携団体である東京都歴史文化財団が保有する特定資産を活用することにより、都民が芸術文化に触れる機会を増やすことにつなげることが重要であり、特定資産を活用する事業について、都の施策と連動性を持たせ、戦略的な文化事業の原資として活用していくため、令和4年度より新たに開始した都と東京都歴史文化財団との政策連携会議に、都の施策に資する事業への活用を協議する機能を持たせることとした。政策連携会議の協議内容を踏まえ、「東京文化戦略2030」に基づく年度ごとの事業計画（アクションプラン）を更新していく。	改善済

平成29年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等 件数	措置状況			
			改善済		改善中	未措置
			既通知済	今回通知	一部改善済	
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	環境局	58	56	1	1	0

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-23 (167)	指定管理者の選定方法の見直しについて	環境局が所管する施設の大部分に指定管理者制度を導入している。環境局では、指定管理者を選定する都度、特命による選定の妥当性を検討していることであるが、結果的に、そのうち半数以上は、「特命」により指定管理者制度導入時から継続して、地元自治体を指定管理者として選定している。 環境局は、コスト削減と行政サービスの向上を継続して実施できるかどうかという観点から、現在の指定管理者の選定方法が本当に合理的な方法かどうか、あるいは指定管理者制度による管理が妥当かどうかを慎重かつ十分に検討されたい。	指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度である。しかしながら、自然公園は山間部や島しょにあり、近年特に、担い手の確保が大変困難な状況になってきている。 令和元年度は、令和2年度に予定している選定委員会に向け、選定委員に対し、適正な選定方法等に関する事前開取りを行った。その結果、上述した制約による課題を踏まえた場合の、指定管理者制度による管理の妥当性や特命による選定の合理性が確認されたため、令和2年度の選定委員会においても、これに基づき公平かつ公正な選定を行うこととした。 令和2年度は、選定委員会の場で、特命による指定管理者の選定に客観的な合理性等があるか意見を聴取した。委員の合議の結果、災害時の迅速な対応や安定的な管理運営等における施設の公益性といった観点から、現在の選定方法及び指定管理者による管理に合理性、妥当性があるとの意見を得るに至った。 令和4年度は、令和5年度に予定している特命で選定した施設の選定替えに向け、委員や地域情勢に詳しい関係者への意見聴取を行い、また、近隣県における指定管理者制度での選定事例調査を実施し、選定対象個々の施設について、円滑な施設運営、地域振興への貢献など、これまで特命理由としてきた事項の確認、令和2年度以降の地域情勢等の変化、公募選定と特命選定との差異など、公募の可能性を総合的に検討した。 その結果、円滑な施設運営、地域振興への貢献はもちろんのこと、これらの施設は交通の利便性が悪く、大雨による交通遮断など自然災害の影響を受けやすいことを踏まえ、激甚化する自然災害発災時には地元自治体が主体となって対応する機関であること、他の事業者の参入意向などから、引き続き地元自治体により施設管理を行うことが適当とした。 これらの結果を踏まえ、令和5年度は、外部委員を含む「環境局指定管理者選定委員会」において、上記の理由による特命選定の必要性が確認されたことから、引き続き地元自治体による特命選定を行うこととした。	改善済

平成30年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘 件数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	福祉保健局	60	52	2	6	0
公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	27	26	1	0	0
合計		87	78	3	6	0

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-15 (142)	長期間保護児童への対応について	都の一時保護所の平均保護日数は長期化の傾向が続いている。一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、都の一時保護所では2か月を超える長期の一時保護も多数生じている。一時保護所の性質上、長期生活を前提とした設備ではなく、児童の生活に制限が伴うことに加えて、児童の健康面も考慮すれば、2か月を超える長期の一時保護は望ましくない。 したがって、福祉保健局は、2か月を超える長期の一時保護をできるだけ減らすために、児童福祉司の業務の分散化や効率化により、退所手続に要する時間を短縮化する方法や、里親など児童養護施設以外の退所児童の受入先の拡大を検討されたい。	都では、児童相談所の体制強化を図るため、令和5年度、児童福祉司を36名増員した。令和元年度以降の5年間で、児童福祉司の増員は172名に及び、児童福祉司（平成28年度から）や一時保護所職員（平成29年度から）の業務を補助する非常勤職員も増員している。 平成30年度、都と区市町村との間の「東京ルール」を改正し、区市町村での児童相談や子育て支援により対応すべき事業については、児童相談所から子供家庭支援センターへの「送致」を可能とした。なお、改正後の「東京ルール」を令和元年10月から施行している。 加えて、国の一時保護ガイドラインに基づき、令和2年3月、「東京都一時保護要領」を策定したほか、「東京都社会的養育推進計画」を策定し、一時保護児童への支援体制の強化として、施設への一時保護委託の積極的な活用を図るため、一時保護委託に関するガイドライン作成の検討を行い、令和2年度、策定した。令和3年3月及び4月に、各所へ周知を行った。 令和4年度は、一時保護所の退所を促進するため、相談部門のケースの進行管理を徹底するほか、保護部門と相談部門の共有フォルダを作成し、ケースの進捗状況を共有することで、連携してケースに対応できる取組を実施した。 現在、全ての児童相談所において、定期的に一時保護進行管理会議を開催し、子供の一時保護の期間や見通しについて、組織的に把握し、適切に進行管理している。 一時保護所の整備については、令和7年度に立川一時保護所の新設、令和10年度に練馬一時保護所の新設、令和11年度に町田一時保護所の新設を予定しており、その他、区一時保護所の新設も予定されている。 こうした取組の一方で、現状、一時保護所の入所者数は更に増加傾向であり、一時保護児童の保護日数の長期化も進行している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、里親への一時保護委託数はかえって減少傾向である。 一時保護委託先の確保は引き続き継続しつつ、環境の変化にも柔軟に対応するため、令和4年度から、民間事業者への一時保護所の運営委託事業を開始し、令和5年7月からは3か所で実施している。保護委託児童数も増加しており、都の一時保護所における退所促進の成果を上げている。また、令和5年度より新規事業として、保護児童の他道府県への移送補助業務、夜間相談受付業務の委託を開始し、児童福祉司業務の負担軽減と効率化を図ることとした。	改善済
意見	1-21 (159)	児童記録票綴の組織的管理とファイリング方法について	福祉保健局は、都の児童相談所における児童記録票綴の保管について、共有の保管場所で管理することを検討されたい。また、児童記録票綴については、目次やインデックスがなく、作成日付が一覧できないため、ファイリングされている様々な資料を時系列に把握しづらく、児童の情報について、特に担当者以外が適時に適切に把握できる状態にはなっていないものと見受けられる。 したがって、福祉保健局及び児童相談所は、児童の個人情報に関する書類が、どこに所在しているのかを組織的に管理できるように、インデックスを児童記録票綴に付すことを検討されたい。	令和元年度の管理担当課長代理会で、インデックスに限らず、分かりやすい保管方法などにより、児童記録票綴を適切に管理するよう、各所に通知を出して周知を行い、各所の状況を把握した上で、統一的な方法等を検討することとした。 令和3年度に各所の児童記録票綴の管理方法について調査を行い、その結果等を踏まえ、児童記録票綴の組織的な保管・管理方法については、必要に応じて担当児童福祉司以外が、児童記録票綴を随時確認できるよう、旋錠可能な書庫・キャビネットなど、共有の保管場所で管理するとともに、児童の個人情報に関する書類が、どこに所在しているかを組織的に管理できるよう、児童福祉司指導、施設入所等の援助決定ごとにインデックスを付し、あるいは、時系列に書類が並ぶよう綴り方を所内で統一する等の方法により、適切に管理することとし、令和5年12月の管理担当課長代理会で、各児童相談所へ周知した。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (388)	職員の勤務時間の適切な把握及び勤務環境の改善に向けた取組について	健康長寿医療センターの勤怠管理上、ICカードによる退勤時の打刻に関し、職員への周知徹底等、運用面において課題が存在する。 また、健康長寿医療センター内において経常的に実施される勤務時間外の活動（自己研鑽等の業務外の活動）について、明示的に把握するための具体的なマニュアル等を有していない。そのため、現状は、管理者による職員の勤務実態の把握に関し、改善の余地があると考ええる。 今後、ICカードによる時間管理のさらなる円滑な運用、及びマニュアル等に基づく勤務時間外の活動の実態把握により、管理者による勤務実態のより適切な把握に努められたい。その上で、健康長寿医療センターにて実施されている、職員の業務軽減に向けた幅広い取組を、より効果的に実施するための手段とされたい。	ICカードによる時間管理に関し、退勤時の打刻の周知徹底を行った。 勤務時間外の活動に関しては、令和元年7月1日付厚生労働省通知「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」を踏まえて、令和2年9月29日付で総務課長通知を発出し、勤務時間の適正な把握に努めた。また、令和3年11月10日、厚生労働省通知に基づく「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」を総務課長名で発出するとともに、幹部会議等の場で周知を行い、改めて超過勤務と自己研鑽等の区分を明確にしたほか、定期的に各職場の超過勤務実施状況を経営幹部に示した。 令和5年9月からは、新たな勤怠管理システムを導入し、職員の日々の出退勤時刻の登録だけでなく超過勤務等も申請させている。また、超過勤務時間を除き、始業終了時刻より30分以上の差がある打刻については、その理由（自己研鑽）を入力させている。これにより管理監督者が職員の勤務実態をより適切に把握することができるようになった。 これらの取組により、各職場において超過勤務の業務内容及び業務量を適切に把握するとともに、経営幹部においても定期的に各職場の超過勤務の実態を把握できるようになり、その成果を職員の業務軽減に向けた検討に活用している。	改善済

令和元年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中	未 措 置
			既通知済	今回通知	一部改善済	
産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について	産業労働局	91	84	5	2	0

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに
公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-18 (209)	広域的な観光案内 拠点のサービス改 善の検討について	都が事業として運営又は指定している観光案内施設として、東京観光情報センター、広域的な観光案内拠点及び東京観光案内窓口がある。 このうち、広域的な観光案内拠点は、外国人旅行者が多く訪れる地域である都内10地域に整備し、民間事業者等を指定して開設している。 この広域的な観光案内拠点は、フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐するなど、主に外国人旅行者が、街なかを観光する際に必要な情報を入手する際にとても有用であるが、一方で、例えば、案内窓口の開設時間の延長や窓口利用者数の把握などの点で、改善する余地があると考ええる。 今後、外国人旅行者が増えれば、観光案内窓口の必要性も高まることが想定される。 産業労働局は、観光案内施設について、利用者の声を聞いて、運営事業者と協議を行い、必要であれば、開設時間の延長を行うなど、広域的な観光案内拠点のサービス改善を検討されたい。	令和5年5月から6月にかけて、広域的な観光案内拠点等を利用した外国人旅行者を対象として、拠点等で改善してほしいサービスのニーズ調査を実施した結果、「気軽に楽しめる観光情報が知りたい」が最も多かった。そこで、観光情報の提供に関するサービス改善を最優先で進めるため、同年9月に開催した各拠点等の運営事業者への研修会において、外国人旅行者が訪日に当たり興味や関心を抱く観光情報等についての講演を行った。また、同日の運営事業者との連絡会において、各拠点等での取組を促すため、利用者の声を積極的にサービス改善に活用する拠点の実例紹介を行った。 令和6年1月に開催する研修会及び連絡会では、各拠点等が希望したテーマである高齢者や障害者の方への観光案内におけるポイント等に関する講演を行うほか、ニーズ調査における要望を情報共有しながら、具体的な改善策の実施について運営事業者と検討を行う。 また、案内窓口の開設時間の延長や窓口利用者数の把握方法の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響により運営事業者と十分な意見交換ができなかったが、今後の連絡会において、コロナ後における各拠点の運営状況の実態を把握した上で、開設時間の延長等について運営事業者と検討していく。	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに
公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-20 (218)	デジタルサイネー ジの利便性向上に ついて	都は、平成28年12月に、「高機能型観光案内標識（デジタルサイネージ）の利用実態等調査」（以下「利用実態等調査」という。）を実施し、デジタルサイネージの利用状況の把握を行った。現在では、調査時点と比べ設置箇所が増加し、状況が変わっているが、その後、定期的に同様の調査は実施していない。 さらに、利用実態等調査では、利用者から、少数意見ではあるが、目的地をリストから選ぶ検索方法の不便さや、リストに目的地が登録されていない情報の不十分さなどが指摘されている。 屋外では、デジタルサイネージそのものが無料Wi-Fi「TOKYO FREE Wi-Fi」の提供スポットとなっているため、旅行者が保有するスマートフォン等デジタル機器での検索も想定されている。 また、専用端末を設置し、運用するコストを考えれば、少なくとも屋内型デジタルサイネージの代わりとして、通常の検索エンジンでの検索も可能なパソコンやタブレットなどの端末を設置することも有用だった可能性もあるが、都では、屋内型デジタルサイネージは観光案内に特化した機能を持ち、一定の整理された観光情報を素早く検索できるメリットがあり、タブレットとは違った強みがあるため、デジタルサイネージを選択したとのことである。 都は、デジタルサイネージのような、都独自のシステムや機器の開発を検討する際は、利用者にとっての利便性や情報の充実度を考慮し、費用対効果を検証した上で、社会的に普及した既存ツールの導入や活用も検討されたい。また、現在設置されているデジタルサイネージについては、旅行者にとって利便性の高い情報提供ができるよう、デジタルサイネージの利用実態を把握し、機能向上を図られたい。	令和5年4月から5月にかけて、外国人旅行者を対象に高機能型観光案内標識（デジタルサイネージ）の利用実態の調査を実施した結果、追加してほしい機能として「特になし」が約半数である一方、天気予報が表示されるようにしてほしいとのニーズが最も多かった。また、屋外のデジタルサイネージが外国人旅行者の目に一層留まるようにするためには、サイネージ本体の外観の改善が必要とする声があった。 そこで、今回把握した利用実態に基づき、より一層デジタルサイネージが外国人旅行者に活用されるよう、天気予報機能の追加や視認性向上などの機能向上を図っていく。 また、屋外のデジタルサイネージに表示される観光スポットやイベントの情報は、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に掲載した情報が日々反映される仕組みであるため、サイネージのリストに目的地が登録されていないなかった点の改善に向け、引き続き、サイトの情報を充実させていく。 さらに、既存ツールの活用を進めるため、屋外のデジタルサイネージの画面に表示されるQRコードを読み取ることでよりサイネージと同じ情報をスマートフォンで表示することができる機能が更に利用されるよう、サイネージの画面上の利用案内を一層分かりやすく表示することなどを検討する。	改善済
意見	2-24 (227)	無料Wi-Fi利用環 境の改善について	産業労働局は、訪都外国人旅行者の無料Wi-Fi利用環境満足度を、90％以上に向上させることを目標に、無料Wi-Fiの整備を進めているが、平成30年8月時点の満足度は78.7％と、その満足度は伸び悩んでいる。 その要因の一つとして、つながりやすさや通信速度等、サービスの質のニーズもあることから、利用環境満足度の向上を目標に掲げるのであれば、適時に旅行者のニーズを把握し、それを施策に生かせるよう対策を講じられたい。	産業労働局では観光案内標識及び電話ボックスにおける無料Wi-Fiの利用環境を整備している。TOKYO FREE Wi-Fiの整備については、目標の700箇所を完了している。 令和5年7月から10月にかけて、外国人旅行者を対象として東京の無料Wi-Fi利用環境の満足度調査を実施した結果、無回答を含む全回答のうち「満足」と「ほぼ満足」の割合である満足度は66.8％であった（無回答を除く満足度は平成30年8月時点が82.5％、今回が79.2％であった。）。個別意見としては、「東京のWi-Fi環境は充実していた」と「満足した」との回答があった一方、Wi-Fiの接続スポット数や利便性の確保、認知度の向上を求める意見があった。 これらの意見を踏まえ、令和4年度から取り組んでいる街中の旧型Wi-Fi機器の更新による無料Wi-Fiの利用環境の整備を引き続き推進する。また、令和6年2月から3月にかけて、東京の無料Wi-Fiサービスの外国人旅行者に対する周知広報をインフルエンサーを活用して実施する予定であり、こうした取組により満足度の向上に努めていく。 今後は、外国人旅行者による利用実態の調査・分析を年1回実施し、街中の無料Wi-Fiの利用環境の課題をより詳細に把握すること等により、可能な改善策を検討していく。	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに
公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-1 (309)	機器管理システム及び機器・設備検索の登録について	都産技研では、中小企業では導入が困難な試験機器を整備し、機器利用や依頼試験を行っている。機器の購入に関しては、購入希望部署が「購入希望提出様式」を作成し、機器整備審査委員会において購入の可否を判断している。購入希望提出様式には、類似装置の有無を記載することになっており、購入希望部署の研究員は、機器管理システム及び都産技研ホームページの機器・設備検索画面を調査・確認している。 都産技研においては、機器を購入した際には、購入部署が機器管理システム及び機器・設備検索に登録するとともに、財務会計課が財務会計システムへ資産登録を行い、経営企画室が資産登録情報を機器管理システムに登録する。機器管理システム及び機器・設備検索への登録については、年に1回、経営企画室から購入部署へ、登録確認の依頼を行っている。このため、購入部署による登録漏れがある場合には、類似装置の調査確認が適切に行えないおそれがある。 効率的かつ精度よく機器の購入を検討するためにも、機器管理システム及び機器・設備検索に、適時に登録することが望まれる。 また、都産技研ホームページの機器・設備検索は、利用者である中小企業等が試験機器を検索する際に利用する画面であることから、登録漏れの確認を適時に実施されたい。	令和3年度末に、技術相談の入力や、依頼試験、機器利用の申込み、報告書発行及び支援内容の検索などの機能を備えた技術支援事業管理システムを稼働させた。 令和5年3月末には、同システムに、購入機器情報の登録からホームページ掲載まで購入機器の進捗管理ができる機能を追加し、令和5年度予算による購入機器はシステムで管理している。 新たな機器管理機能が追加されたシステムでは、各部署が購入希望機器情報を登録し、購入申請を行う。これらの情報は、登録された時点で他部署の研究員にもシステム上で共有されるため、類似装置の購入を防ぐ体制となっている。 また、システム上で機器の購入状況やホームページ掲載の有無についても確認できる仕様となった。これにより、購入部署によるホームページへの掲載漏れを防ぐとともに、機器整備審査委員会事務局においてもホームページの掲載状況を把握し、掲載されていないことを確認した場合は、購入部署へホームページ掲載を促す仕組みとしている。	改善済
意見	4-2 (310)	機器の利用状況の把握について	都産技研では、中小企業の機器利用や依頼試験のために、中小企業では導入が困難な試験機器を整備している。機器の購入時には、機器の予想利用回数、予想収益金額が、購入の意思決定の一つの要素となっている。 機器利用に関しては、機器別の利用回数を把握しているものの、依頼試験に関しては、一つの試験で複数の機器を利用することも多いことから、試験項目別の試験の実施回数しか把握しておらず、機器別の利用回数は把握していない。そのため、機器の利用目標と実績の比較も行っていない。 今後、機器購入時の予想利用回数と実際の回数を把握するなど、不要な機器の購入を行っていないか事後的なモニタリングを行うとともに、機器購入に当たっての判断や、利用率が低い機器の利用促進の検討に役立てるため、機器別に利用状況を把握することを検討されたい。	令和4年5月の機器整備審査委員会では、令和2年度購入機器の試験項目別の予想実績及び実績値の乖離を確認し、不要な機器の購入が行われていないか、事後モニタリングを行った。 令和5年4月からは、技術支援事業管理システムに機器管理機能を実装し、依頼試験や機器利用における機器ごとの利用実績を把握することが可能となった。機器の利用状況のモニタリングは、実績や予想実績に対する達成率の推移を把握するため、四半期に一度実施している。モニタリング結果は、半期に一度の組織運営の会議において、予想実績の達成率が低い機器の原因分析に活用し、利用促進に向け、各機器の状況に合わせた対応につなげていく。 今後、システムを用いて適切に機器の利用実績データを把握し、新たな機器購入の検討や、機器の利用促進などに活用していく。	改善済

令和２年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 件	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中	未 措 置
			既通知済	今回通知	一部改善済	
住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について	住宅政策本部	105	100	5	0	0

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (64)	マンション耐震化サポーター派遣実績の向上について	マンション耐震化サポーター派遣事業の派遣実績が低調である。令和元年度のマンション耐震化サポーターを派遣するマンション件数は、当初予定は350件であったが、実績は62件と当初予定の17.7%となっている。 派遣実績が低調となる原因としては、マンション管理組合における合意形成の困難さがあると考えられる。実際、マンション管理組合に対し、ダイレクトメールの送付や架電・訪問等を試みるなどしているが、接触が困難な場合も多い状況にある。また、マンション管理組合に接触できたとしても、管理組合の体制や取組状況などから、継続してマンション耐震化サポーターを派遣することが適当でないと判断される場合もある。このように、マンション管理組合の個々の事情もあり、マンション耐震化に向けた合意形成が難しいものとなっている。 引き続き、マンション管理組合へのダイレクトメールの送付や架電・訪問等により接触を図るとともに、令和2年4月から始まった、マンションの管理組合からの管掌状況に関する事項の届出、届け出た管理状況に応じた助言や専門家の派遣などの支援から成る管理状況届出制度を情報発信の機会として活用するなどして、マンション耐震化サポーターの派遣実績が向上するよう取り組まれたい。	令和3年度に開始した、耐震診断を実施したマンションへ専門家を派遣する「耐震化推進サポート事業」において、管理状況届出制度、マンション耐震化促進事業やマンション改良工事助成制度等の都の補助事業や区市からの情報提供により把握した各マンションの情報を分析し、耐震化の検討に取り組むことができる管理活動が健全なマンションに対し、定期的なダイレクトメールの送付とともに、架電・訪問等により重点的かつ直接的に働きかけを行ってきた。 令和5年度からは、耐震診断実施者や過去に派遣した専門家からのマンションへの働きかけを開始した。 また、更なる派遣実績向上のため、改修計画案作成等の技術面に加え、多くのマンションで課題となっている資金面への支援として、長期修繕計画の見直し、資金計画作成に対する助言を開始した。このように、効果的な対象に絞って重点的に働きかけを実施し、派遣実績の向上に取り組んでいる。 なお、管理不全の兆候があるマンションについても、管理アドバイザーの派遣等を通じた耐震化に参考となる資料の提供やダイレクトメールの送付等により、耐震化に向けた機運醸成に取り組んでいる。	改善済
意見	2-7 (70)	新規事業等の実施根拠について	都は、平成27年度以降、空き家活用等の推進に係る事業を拡大してきた。 マスタープラン等の上位計画は、空き家活用等の推進に係る事業の目標や方向性を示しているものの、最近新たに開始された令和元年度の2事業や令和2年度の4事業などについて直接規定しているわけではなく、各事業の具体的な内容や予算規模、実施年度などを説明する根拠としては不十分である。 都は、新たな事業の開始や既存事業の拡大に際して、その必要性や実施内容、実施規模、実施時期等の妥当性について、中長期の計画的な取組の視点から根拠を説明できるようにされたい。	都は、東京都住宅マスタープランをはじめとした各種の行政計画等に基づき、総合的かつ計画的に空き家施策を推進している。 令和3年度末に策定された東京都住宅マスタープランでは、目標7「空き家対策の推進による地域の活性化」において、既存事業や今後重点的に取り組むべき施策の考え方及び具体的な取組等を定め、2021年度から2030年度までの施策の展開の方向性を示している。 また、令和5年3月に、効果的な空き家対策が都内全域で着実に展開されるよう、都の空き家対策の考え方や具体的な取組の方針を取りまとめ、「東京における空き家施策実施方針」を策定した。 これらの方向性や方針を踏まえ、「未来の東京」戦略における今後3か年の事業の実施計画であるアクションプランにおいて、「政策課題解決型空き家活用支援事業」等の空き家施策の新規事業等についても記載し、当該事業等の予算化に当たって、3か年の具体的な実施規模等を明らかにしている。	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-25 (103)	子育て支援住宅整備事業について	子育て支援住宅整備事業の整備費補助は、平成29年度及び平成30年度の実績がなく、令和元年度の実績は1,000千円（1件）のみである。 本補助の利用実績が低調である理由として、東京都子育て支援住宅認定制度に対する住宅事業者や都民の認知度が低いことや、認定基準に適合させるためには建設コストが高くなることなどが挙げられる。 都としては、区市町村に対して補助事業の実施を要請しているが、多くの区市町村からは、予算や人員などの制約がある中、現在は他の施策を優先せざるを得ないとの声が聞かれるとのことであり、単に制度の認知度を向上させる取組のみでは、今後も実績は伸びないと考えられる。 都では令和2年度に、「子育て世代に配慮した住宅の普及促進に向けた実施調査」を委託しており、住宅事業関係者、都内に居住する子育て世代、区市町村からの意見を収集して制度の検証、評価を行うことにしている。 都は、本調査の結果を踏まえて、今後の方向性と施策を検討されたい。	令和2年度に実施した実態調査において、住宅事業者や子育て世帯及び区市町村からの認定制度に対する一定の評価は得られたが、認知度の課題に加え、認定基準ごとの難易度や建設・管理運営コストに見合う支援策の必要性が確認された。 これらの課題を踏まえ、令和3年度に有識者等から意見聴取を行い、施策の見直し内容について、令和3年度末に取りまとめを行った。 具体的には、認定制度については、認定住宅の安全性を確保した上で、事業者にとって過剰な負担となる認定基準の必須項目から選択項目への変更等を方向性として整理した。 また、補助制度については、事業者が供給に向けたインセンティブを得られるような支援策等の実施を方向性として整理した。 これらの方向性に基づき、令和5年4月より、認定基準の適合度合いに応じて認定モデルを3段階に拡大する柔軟性の高い仕組みに認定制度の再構築を行い、「東京こどもすくすく住宅認定制度」として開始するとともに、認定住宅の供給を都内全域で推進するため、整備費の一部を都が直接支援する「東京こどもすくすく住宅供給促進事業」を開始した。	改善済
意見	3-22 (202)	住宅供給公社における都営住宅耐震診断・耐震改修事業の効率性について	都営住宅耐震診断・耐震改修事業については、業務を円滑かつ効率的に実施するために、建物状況の把握や営繕計画（計画修繕や個別修繕）との調整、対象となる団地の居住者との調整等が必要である。また、併存店舗付都営住宅など、施設付都営住宅の業務においては、関係人が複数となり折衝調整が複雑であることから、関係権利者との合意形成を加速させるための柔軟な対応を可能とする業務執行体制が整備されていることが必要である。住宅供給公社は、これらの要件を満たす唯一の契約相手先であるとして、住宅供給公社と特約随意契約を締結している。 耐震改修受託事業収益に対する、耐震改修受託事業原価の比率は、平成30年度は101.2%、令和元年度は102.6%と高い原価率となっている。これは、都営住宅耐震診断・耐震改修事業が、関係人が複数となり折衝調整が複雑であることから、計画的な事業の進捗が困難なことに起因するものと想定される。 当該事業における収益性が、住宅供給公社における事業の効率性に起因するものであれば、現状の委託金額における効率性の改善を求めるとともに、都も折衝調整が複雑であることを考慮し、きめ細かに委託の進行管理を行うなど、住宅供給公社に対する支援を行うことを検討されたい。その上で、収益性の改善が困難であれば、上記の検討結果を踏まえ、委託金額や委託期間を含む委託内容を変更するよう検討されたい。	東京都住宅供給公社は、令和3年度に事業収支の要因分析及び収支改善策の検討を行った結果、耐震改修事業を実施する組織体制の見直しを行った。具体的には、担当する2つの係を統合した上で人員配置を見直し、令和4年度から新体制で業務を実施したことにより、収支が改善した。 また、併存店舗付都営住宅は、関係人が複数となり折衝調整が複雑であることから、都と公社で意見交換を行った上で、折衝状況の一層の可視化と共有化ができるよう、進行管理資料の見直しを行った。都は令和3年5月から、この資料に基づき、よりきめ細かな進行管理を実施している。 都は、こうした取組を行うとともに、令和4年度以降の委託内容については、折衝状況を反映し、これまで以上に委託の対象にする住棟の精査を行っている。今後も引き続き、きめ細かに委託の進行管理を行い、耐震化を推進していく。	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (247)	監事体制の更なる強化について	ガバナンス改革には、今まで以上に監事の機能強化が必要不可欠となっており、具体的には、①監事として、より経験豊かな人材の確保が求められると同時に、②1名は会計業務に精通したもの、1名は組織運営に精通したもの等、監事を2名置くことにより、より広範な観点から適切な監査業務の実施を期することが必要なのである。 都では、住宅供給公社の監事として優れた見識を有する人材を確保する目的から、令和2年度において、初めて公募によって監事を選定しており、上記①の問題はなく、この点大変評価ができる。一方、②の2名体制の確保の検討など、更なる監事機能の強化については、今後検討が必要である。 都は、住宅供給公社のガバナンス改革に向け、現在の監事の実績を見極めつつ、監事2名体制の検討や監事を補佐する体制の拡充、更には外部監査体制の強化を図るなど、監事機能の強化に向けた取組を総合的に検討されたい。	令和4年4月、監事を補佐する体制の拡充、監査体制の強化等、監事機能の強化に向けて、室長1名、課長1名、係長2名から成る監査室を新設した。 外部監査体制については、決算時等において外部の監査法人による会計監査を実施するなど、適正な運用を図っており、今後も、更なる外部監査体制の強化について検討していく。 また、昨今の資源高や物価高、人材不足等の事業環境を踏まえ、資産である団地の建設や管理を適正かつ効率的に実施していくためには、より専門的な視点からの監事機能を強化する必要があることから、令和6年度から監事2名体制とする方針を決定し、更なる監事機能の強化に向けたガバナンス改革に着実に取り組んでいる。	改善済

令和3年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	下水道局	100	94	6	0

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (19)	損益計算書の表示について	区部下水道事業と流域下水道事業では、明確に区分経理しているが、両事業に共通する経費は、区部下水道事業において損益計算書に表示されている。流域下水道事業の応分負担分については、区部下水道事業の「その他営業収益」の内数として総係費他区部繰入金を計上するとともに、流域下水道事業の「管理費負担金収入」において、市町村からの維持管理負担金収入から、総係費他区部繰入金を控除した金額を計上している。 この処理により、事業ごとの営業損益については、適正な金額が表示されることとなるが、流域下水道事業の「管理費負担金収入」勘定科目において、収入額の総額が表示されないこととなる。 予算及び決算の作成に当たり、区部下水道事業の損益に流域下水道事業の収益及び費用が含まれている旨を注記等により説明をするよう検討されたい。	令和3年度決算及び令和5年度予算から、区部下水道事業の損益に、流域下水道事業の収益及び費用が含まれている旨を決算書及び予算説明書の注記に記載した。今後も同様の記載を行う。	改善済
意見	1-2 (21)	経営計画2016における財政指標について	下水道局における財政指標としては、経営計画2016では、企業債発行償還比率（発行額÷償還額）と維持管理単価（維持管理費÷有収水量）が採用されている。 それぞれの財政指標については、経営レポート2021において、決算値が公表されているが、結果のみが記載されているだけであり、その要因分析がなされていない。特に、維持管理単価については、有収水量の情報についての記載が、経営計画にも経営レポートにもないため、財政指標の計算過程自体も明らかになっていない。今後、東京都下水道局アドバイザリーボード等において、経営計画2016の計画期間における実績報告を行う際には、どのような要因で、計画達成に至ったのかについて説明を加えるよう検討されたい。	経営計画2016の財政指標について、東京都下水道局アドバイザリーボード（令和4年1月11日開催）において、5年間の計画と実績の推移を明らかにするとともに、指標の達成状況、その要因等について説明を行った。 会議は公開で実施するとともに、当日の説明資料及び議事録については、下水道局ホームページで公表した（説明資料：令和4年1月18日、議事録：令和4年2月15日公表）。	改善済
意見	1-3 (21)	経営計画2021における財政指標について	経営計画2021の財政指標には、企業債発行割合（企業債発行額÷収入合計）と経常収支比率（経常収益÷経常費用）が採用されている。 総務省の経営比較分析表における経常収支比率は、実績値に基づくものであるため、個別の公営企業会計の決算書から情報入手することは比較容易にできる。また、総務省は、経営比較分析表の公表に当たり、別途、「経営指標算出元データ」の開示も行っている。一方、下水道局の経営計画2021に掲載されている経常収支比率は、計画値としてのものであるが、公表資料上、どの数字を引用して設定されたものかの判断しづらい。 今後の経営計画における財政指標の公表に当たっては、その計算根拠となる数値も併せて公表することを検討されたい。 また、財政指標の達成状況については、計画期間の最終年度においてのみ報告するのではなく、計画期間中においても、その進捗状況を報告するよう検討されたい。	経営計画2021の財政指標について、経営レポート2022及び経営レポート2023の中で、令和3年度及び令和4年度の達成状況や要因分析の報告をそれぞれ行った。財政指標の進捗・達成状況については、令和5年度以降も毎年度、経営レポートの中で報告を行う。 また、令和7年度に策定する次期経営計画において、設定する財政指標の根拠となる数値などを資料にまとめて掲載・公表する。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-1 (27)	取得価額が10万円未満の器具備品について	固定資産事務規程に定める固定資産明細表（令和2年度決算後（令和3年4月1日））を確認したところ、令和2年度に取得している自動水質分析装置5台が器具備品として固定資産に計上されていた。いずれも予定価格が10万円を超えていたが、入札の結果、取得価額が10万円未満となったため、固定資産に該当しないものである。 自動水質分析装置は決算品に該当し、購入の際、直接経費として処理するべきものであり、備品として適切に管理されたい。	自動水質分析装置5台について、固定資産からの控除及び備品への登録を、令和4年2月16日付けで実施した。 令和4年度当初に、固定資産の契約事務手続を行う担当に対し、器具備品となる金額の要件を周知徹底するための文書を作成した。 また、器具備品の契約決定時に固定資産事務担当者への情報提供を行うこととし、その都度、固定資産事務担当者が購入内訳を確認し、器具備品となる金額の要件に合致しているかどうかのチェックを行っている。 令和4年10月21日に、再発防止策をまとめた文書を作成した。 令和4年度末には、器具備品として購入した資産の一覧表を作成し、全て固定資産の要件に合致していることを確認した。 固定資産の契約事務手続を行う担当者に対する年度当初周知文書及び再発防止策をまとめた文書を、引継書保管用フォルダ内に保存し、毎年度確実に引き継いでいくこととした。	改善済
意見	1-4 (30)	利活用を検討するべき普通財産について	固定資産番号198100001蔵前水再生センター土地は、北部下水道事務所、第一基幹施設再構築事務所などが所在している土地の一角である。 本案件は、蔵前水再生センター用地取得時に、多くの隣地地権者から土地を払い下げてほしいとの要望があり、売却を行うため普通財産としていた。その後、売却を行ったが、すべて売却したわけではなく、現在に至っている。現在、売却されていない土地は、資材置場や駐車場などの活用が考えられることとなるので、利活用の方法を検討されたい。	当該地について、関係部署との協議により、令和5年2月に利活用方法を決定し、以下の取組を進めている。 建物の敷地となっている箇所を除いて、改めて隣接土地所有者に購入の打診を令和5年7月に行い、令和5年11月現在、一部の地権者から購入の希望があった。 また、売買に至らなかった箇所は、行政財産への用途変更及び北部下水道事務所への所管換えを行い、機材・資材置場等に活用していく。 なお、公園が介在するため利活用が困難な箇所が売買に至らなかった場合は、閉鎖管理を行う。	改善済
意見	1-5 (33)	実態調査と実地調査による修正内容について	実態調査と実地調査の結果、固定資産台帳等の修正を要したもののうち、貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目は、特に大きな問題であることを、各部、所及びセンターは十分に認識する必要がある。 経理部においては、各部、所及びセンターに対して、今回の包括外部監査の結果を周知するなどして、固定資産の科目の不適正や除却処理漏れなど、貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目の重要性について、各部、所及びセンターの問題意識を高められたい。	令和4年3月に、各部所向けの決算事務説明会において、適切に資産計上することの重要性について、指導を行った。 5月に、各部所に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。 9月の実態・実地調査実施時に、事務処理上の注意点を通知文に記載し、改めて注意喚起を行った。 10月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、適切な事務処理について、指導を行った。 今後も引き続き、適切に資産計上することの重要性について、指導を行っていく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-6 (35)	登記面積と実測面積の誤差が大きい案件について	中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、登記面積と実測面積の誤差が大きい下水道用地を抽出し誤差の原因を確認したところ、そのうち2件は、実測面積を測量図から土地台帳へ転記する際に転記ミスがあったため、当該土地台帳を用いた下水道用地実態調査の報告書の実測面積の記載に誤りがあったことによるものであり、また、4件は、一部境界未確定等の理由で実測ができないため、古い実測面積の記録が更新されないまま残されていることによるものである。 測量図から土地台帳への転記ミスにより、下水道用地の実態調査の報告書に誤った数値が記載されているものについては、適正に処理されたい。 なお、一部境界未確定等の理由で実測ができないものについては、境界確定が可能になり次第、実測を実施されたい。	転記ミス等による誤差については、令和4年3月に土地台帳の修正を完了した。 なお、一部境界未確定等の理由で実測ができないものについては、境界確定が完了し、実測が可能となったものから、順次、実測を行い土地台帳に反映していく。	改善済
意見	1-7 (36)	面積を実測していない案件について	中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、下水道用地実態調査の報告書に実測面積が記入されていない下水道用地を抽出したところ、白金幹線（腐滅水路敷）については、無番地の土地と接しており、隣接地権者が不明のため境界確認ができず、実測を行っていないとのことである。白金幹線（腐滅水路敷）以外の土地は実測を行っているが、その際の測量図から土地台帳への入力が漏れていたものである。 測量図から土地台帳への入力漏れにより、報告書に実測面積が記載されていないものについては、適正に処理されたい。	土地台帳全体の確認を行い、実測面積が確定しているものについては、令和4年3月に土地台帳の修正を完了した。	改善済
意見	1-8 (36)	調査不可とされている案件への対応について	中部下水道事務所が管轄する地域に所在する下水道用地より、下水道用地実態調査の報告書に調査不可と記載されていた下水道用地を抽出したところ、これらの下水道用地は、現況の使用状況に問題がないのか、報告書からは把握できない。調査不可となった下水道用地については、別途、経理部において問題の有無をまとめておかれたい。	調査不可であった案件について、令和4年4月に経理部職員による現地確認を行い、立入りが困難な箇所については、航空写真データを活用して越境や不法投棄等の有無の確認を実施した。 この確認により1箇所が占有物を確認したため、所管部署と共に不法占拠相手と是正に向けた交渉を開始した。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-9 (42)	建設仮勘定である理由を稼働とすべき資産と回答していた案件に対する対応について	建設個別検証における各部、所及びセンサーから経理部への回答より、資産管理部が「稼働とすべき資産」と回答した建設仮勘定で、稼働年月が令和2年3月以前のものが全部で11件あった。建設仮勘定個別検証作業要領では、前年度以前に稼働しているにもかかわらず、未だ建設仮勘定に整理されている資産を「稼働とすべき資産」と回答するよう要請している。回答を受け、経理部が資産管理部所に確認したところ、11件のうち2件は関連工事完了前、2件は工事完了前として、建設仮勘定のままとしている。また、本勘定へ振替済みとした5件はいずれも令和2年4月以降に稼働したものである。一部稼働済みとした2件も令和2年4月以降に稼働しているとのことと、令和2年度に本勘定に振り替えている。 このことについて、資産管理部所は確認事項の趣旨を正確に理解していなかったと考えられる。趣旨を理解していないと思われる部所に対しては、建設個別検証の調査の目的や重要性を十分に周知されたい。	令和4年3月に、各部所向けの決算事務説明会において、建設仮勘定個別検証の目的や重要性について、指導を行った。 5月に、各部所に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。 7月の建設仮勘定個別検証実施時に、事務処理上の注意点を通知文に記載し、改めて注意喚起を行った。 10月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、適切な事務処理について、指導を行った。 今後も引き続き、建設仮勘定個別検証の目的や重要性について、指導を行っていく。	改善済
意見	1-10 (43)	計画中止としていた案件について	中部下水道事務所が資産管理部所となっている芝浦水再生センターほか1か所場内整備工事設計委託については、建設個別検証における中部下水道事務所からの回答では、建設仮勘定である理由を、「計画中止」と回答していた。このことについて、経理部と中部下水道事務所が再確認した結果、適切な工事案件を確認したとして、本勘定に振替を行っている。令和元年度に「芝浦水再生センターほか1か所場内整備工事設計委託」にて、芝浦水再生センターに設置しているブロック塀（本系）及びネットフェンス（東系）の強度並びに破損又は腐食の有無等、健全性を調査し、改良するための実施設計を発注している。本設計委託の結果、ブロック塀については十分な強度及び健全性が確保されていることが確認できたため、ネットフェンスについて、令和2年度に改良工事を実施している。 このことについては、建設仮勘定計上額2,714千円的全額を固定資産計上額として本勘定に振り替えている。しかしながら、ブロック塀は改良工事を行っていないのであるから、建設仮勘定に計上されている金額のうちブロック塀の調査に係る部分は、経費として処理するべきものと考え、建設仮勘定計上額のブロック塀の調査に係る部分の会計処理について、見直しを検討されたい。	建設仮勘定に計上した2,714千円については、設計委託に関連する工事がいないため、令和4年2月に除却を行い、経費として処理した。	改善済

令和３年度包括外部監査　下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-11 (45)	建設仮勘定である理由を詳細不明と回答していた案件について	建仮個別検証で建設仮勘定である理由を資産管理部所に確認したところ、回答が「詳細不明」となっていたものが９件あった。その９件について、その後、経理部が再確認した結果、稼働時期未定と回答したものが６件、工事完了前と回答したものが２件、施設稼働前と回答したものが１件であった。 資産管理部所であるならば、建設仮勘定である理由や状況を正確に把握しておき、建仮個別検証での調査事項に対して正確に回答されたい。	令和４年３月に、各部所向けの決算事務説明会において、建設仮勘定個別検証の目的や重要性について、指導を行った。 ５月に、各部所に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。 ７月の建設仮勘定個別検証実施時に、事務処理上の注意点等を通知文に記載し、改めて注意喚起を行った。 １０月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、適切な事務処理について、指導を行った。 今後も引き続き、建設仮勘定個別検証の事務処理上の注意点等について、指導を行っていく。	改善済
意見	1-12 (47)	建設仮勘定のグルーピングの運用について	取りまとめデータを確認したところ、グループ名称が付されていない案件が１２８件ある。これらの中には、現時点では、他の案件とのグルーピングが不可能な案件もあると思われるが、一方では、１件だけで複数の案件がない案件にもグループ名称を付しているものも見受けられる。また、例えば、グループ名称「三河島水再生センター第二浅草系ポンプ室」については、１０件の建設仮勘定をグルーピングしている。このうち、６件は令和３年３月３１日時点で本勘定に振り替えているが、残りの４件は令和３年３月３１日時点でも、建設仮勘定に計上されたままであり、本勘定に振り替えていない４件は、グルーピングしておくべきものではなかった可能性がある。 下水道局はグルーピングについて、「グループ化は、建設仮勘定の適切な管理、とりわけ稼働漏れを防ぐためのツールの一つと考えており、全ての案件をグループ化することを強制している訳ではありません。」としている。強制でないとしても、グルーピングの考え方や運用が、部、所及びセンターによって異なるのは好ましくない。 建設仮勘定のグルーピングの考え方や運用について、部、所及びセンターで違いが生じないよう留意されたい。	各部所から意見を聴取した上で、グループ化の考え方や運用を整理し、令和５年３月に、建設仮勘定管理マニュアルに内容を反映した。 反映した内容については、７月の建設仮勘定個別検証の実施時に、各部所に対して、改めて周知した。 引き続き、グループ化の考え方や運用について、周知を行っていく。	改善済

令和３年度包括外部監査　下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について					
区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (52)	建設仮勘定計上額の振替について	東京都下水道事業会計では、一件の工事で複数の固定資産が形成される場合、個々の固定資産への建設仮勘定計上額の振替は、振替の対象となる工事の設計金額をベースに行っている。この振替金額の計算方法は、下水道局が作成している「事務マニュアル」に示されている。具体的には、振替の対象となる建設仮勘定の工事内訳書から、振替先となる固定資産別に機器費と据付費を集計し、それを用いて振替先ごとの振替割合を算定し、その振替割合を用いて、振替先となる固定資産への按分額を算定している。現状の計算方法を見直す必要性までではないと考えるが、振替先となる固定資産への按分額の計算方法として唯一の方法とまでは言えず、例えば理論上は、振替の対象となる工事の工事内訳別の金額から振替割合を算定することも考え得る。 複数の選択肢が考えられ、選択した項目により貸借対照表や損益計算書の計上額に影響を与え得る項目については、毎年度見直すべきではなく、長期間継続的に適用する必要がある。そのため、適宜、見直しがなされる事務マニュアルだけで規定しておくのではなく、継続的に適用される考え方であることが明確にされているべきである。 建設仮勘定の振替先となる固定資産への按分額の計算方法について、継続的に適用される考え方であることを明確化されたい。	一件の工事で複数の固定資産が形成される場合の金額の按分方法について、令和4年5月に通知を作成し、各部所に周知することで、設計金額を工事完了後の清算額で比例配分するという基本的な考え方が、継続的に適用される考え方であることを明確にした。	改善済
指摘	1-2 (58)	除却資産への建設仮勘定金額の振替について	固定資産番号197300106は、令和２年３月23日に芝浦水再生センターほか1か所監視制御設備改良工事として、9,250,217円を追加計上している。その後、令和２年11月11日に除却処理を行っているが、その理由は、令和２年度の実地調査により、当該固定資産がないことを確認したためとなっている。 既存の固定資産に追加工事を行った場合、対象となる固定資産番号を抽出し、その固定資産番号に追加工事の取得価額を按分している。その際に、按分先が複数となる場合があるが、本事案の追加工事も、複数の固定資産番号に取得価額を按分しており、その按分先に、既に除却している固定資産番号197300106も含めてしまっている。そのため、9,250,217円は、本来、その他の固定資産番号に按分されるべきものであった。 追加計上した9,250,217円について、適正に処理するとともに、除却処理なのか修正処理なのか、また、その処理が資産の一部若しくは全部の処理になるかを再確認するような体制を構築し、適切な処理が実施されるような対策を講じられたい。	固定資産番号197300106に計上した9,250,217円については、令和3年度に、本来、計上すべき固定資産への修正処理を行った。 また、令和4年10月に、各部所向けの固定資産事務説明会において、伝票発行時に複数の職員が確認することで、チェック体制を強化するように周知した。 引き続き、適切な事務処理を行うため、毎年度実施する固定資産事務説明会や決算事務説明会において、チェック体制の強化について周知していく。	改善済

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-14 (59)	過年度の除却処理漏れについて	除却金額が大きい上位50件の除却理由を確認したところ、令和2年度の实地調査により当該固定資産がないことを確認したため除却したとした案件が2件あった。いずれも中部下水道事務所所管である。また、流域下水道本部が所管する3箇所は、経年劣化による老朽化、機能・性能の陳腐化による除却であるが、件名に「令和元年度の除却漏れ」とある。本来は令和元年度に除却処理を行うべきところ、令和2年度に除却処理を行っている。 このような除却の処理漏れが生じていることは大きな問題である。経理部は、このような案件が生じたことについて、中部下水道事務所及び流域下水道本部に対して再発防止への取組を行うことを要請されたい。	令和4年5月に、各部所に対して、適切な固定資産事務の実施について、通知文により周知した。さらに、中部下水道事務所及び流域下水道本部に対しては、上記の通知に加えて、個別に通知を行い、再発防止を徹底した。 引き続き、適切な固定資産事務の実施について周知を行うことで、再発防止を図っていく。	改善済
意見	1-15 (60)	排水設備の除却について	管渠を始めとする排水設備は地下に埋設されていることから、現品を直接目視で確認することが困難なこともあり、实地調査の対象外となっている。このため、改良工事を行った際に従前の設備を除却する場合や、老朽化により既存の施設を除却処理する場合で、本来除却処理すべき資産の処理が漏れてしまった際に、そのことを事後に見発することが、实地調査の対象資産よりも困難となっている。 固定資産明細書を見ると、令和2年度末の排水設備の年度末償却未済高は2,994,369 百万円で、有形固定資産合計の年度末償却未済高5,731,983 百万円の過半数を占めている。質的、金額的にも重要性の高い排水設備について、固定資産明細書の排水設備の計上額の中に除却処理漏れとなっているものがないかどうかを確認する方法を検討されたい。	予算要求時に作成する当年度の除却予定一覧を活用し、排水設備に除却漏れがないか、以下の方法で確認することとした。 毎年7月の予算要求時に作成する当年度の除却予定一覧に計上した各案件について、翌年3月の決算作業時に、除却処理が予定どおり行われているか、確認する。 決算時に除却処理が行われなかった案件については、11月の実態・实地調査に合わせ、状況を確認する。 これらの方策で令和4年11月に令和3年度決算分を確認したところ、除却予定一覧に計上されているが、決算時に除却処理が行われなかった案件は、除却漏れではなく、除却の必要がなかったものであることを確認した。 引き続き、同様の作業手順により、排水設備について除却漏れがないか確認を行っていく。	改善済
意見	1-16 (66)	葛西南北連絡渠について	葛西南北連絡渠は、葛西水再生センター北2系水処理施設と南4系水処理施設予定地との間に連絡渠（D渠）を整備したものである。南4系水処理施設建設前に連絡渠を整備したが、その後、南4系水処理施設は建設されておらず、結果として、40年以上、連絡渠が使用されず、残されたままとなっている。下水道局は、南4系予定地に再構築用の水処理施設を整備することを検討しており、D渠はその連絡用通路として使用する計画があるとしている。しかしながら、再構築用の水処理施設をいつ整備するかは、現在のところ特に決められておらず、D渠の使用時期も不明である。 下水道局は、再構築に着手するまでの間は、現在、センターで不足している被災時などの応急復旧資材置場として暫定活用することとしている。応急復旧資材置場として使用する際には、新たな補修工事が必要となる可能性もある。 応急復旧資材置場として暫定活用するのであれば、補修工事などでの程度の経費が必要となるのか、経費に見合う便益を得られるのかを明確にした上で、対応を図られたい。	葛西南北連絡渠の活用に向けて、滞留水の排水方法や躯体の補修方法に関する検討を行うため、令和4年12月から調査委託を実施している。 調査結果を基に、令和5年度内に今後の方針を決定する。	改善中

令和3年度包括外部監査 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (67)	日本下水道事業団委託工事 小菅（東）処理場建設について	日本下水道事業団委託工事 小菅（東）処理場建設は、当初の水処理施設としての整備は取りやめているが、一部を雨天時貯留池に活用するなど、一定の活用は図られている。しかしながら、40年以上前の投資にもかかわらず、いまだに未供用の部分があることは問題と指摘されるを得ない。反応槽部（③④号池）は雨天時貯留池として整備中で、令和5年完了予定とのことであるが、第二沈殿池部（⑤⑥号池）は、反応槽部稼働後に整備を検討するとしていて、将来どのように活用するのか未定となっている。 現時点では、長期未供用の状態がいつ解消するのか不透明であるが、可能な限り早くその状態が解消されるよう、対応を図られたい。	小菅（東）処理場建設に関しては、事業効果を確認した上で、令和4年3月、局内関係部署にて、第二沈殿池部（⑤、⑥号池）についても雨天時貯留池として整備する方針を決定した。 反応槽部（③、④号池）の雨天時貯留池整備工事と合わせて令和4年11月に契約し、令和5年度中に完成予定である。	改善済
意見	1-18 (69)	新河岸処理場送泥管その1工事について	新河岸処理場送泥管その1工事については、他用途への転用等を検討したが、有効な活用方法がないことから、除却に向けて対応を図っている。流入水量の横ばい状態が継続しているなど、現在の環境を踏まえれば、除却はやむを得ないと考える。 最終的な決着まで必要以上に時間をかけすぎないことや、それまでの経緯や判断根拠などについて、十分に説明責任を果たせるよう対応されたい。	新河岸処理場送泥管その1工事については、他用途への転用等を検討したが、有効な活用方法がないことから、令和4年3月に用途を廃止、固定資産から除却し、令和3年度決算において固定資産除却損を計上した。 当該資産の対応に向けて行った設計委託の成果を基に道路管理者等の関連機関と協議し、既設管の撤去又は残置等の方針を決定する。 その方針に基づき既設管を処理する。	改善中
意見	1-19 (71)	新河岸東（南系沈・曝気槽・二沈・雨天時貯留池、土工・山留壁）及び新浮間幹線その2及び新河岸処理場送水管その2工事について	浮間水再生センター（旧・新河岸東処理場）において、最大汚水量22万m ³ /日に対応した躯体を整備したが、5.5万m ³ /日部分が未供用となっている。未供用部分は、新浮間幹線及び浮間東幹線の下水が流入した際に稼働する計画としていたが、浮間東幹線流域において、高濃度窒素を含む下水を排出する工場からの流入が確認され、浮間水再生センターでは水処理が困難であることが判明した。そのため、現状のまま、下水を新河岸水再生センターへ流下させて処理しており、5.5万m ³ /日部分は未供用のままである。 下水道局は、高濃度窒素を含む下水を排出する工場の撤退に伴い、新浮間幹線及び浮間東幹線を利用して、その下水を浮間水再生センターに流入することを検討している。このことは当初計画どおりではあるが、投資コストや維持管理コスト、住民等が受ける便益、環境への負荷等どのようなメリットとデメリットがあるのか、そして、メリットがデメリットを上回る見込みがあるのか、慎重に検討する必要がある。 現時点では、長期未供用の状態がいつ解消するのか不透明であるが、可能な限り早くその状態が解消されるよう対応を図られたい。	令和4年度に新浮間幹線接続工事の設計委託を実施し、流下先振替の必要性及び手法を検討・整理した。 新浮間幹線接続については、令和5年度に工事に必要な用地確保のため、公園借地等に関する関係機関との協議を実施しており、その後、令和6年度に接続工事を起工する予定である。 浮間水再生センター水処理設備については、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計、令和7年度に工事を起工予定である。 これらにより建設仮勘定を解消していく。	改善済